

○生物群集保護林における地帯区分の考え方について

生物群集保護林

保護林設定管理要領(平成27年9月28日付27林国経第49号林野庁長官通知)(以下「要領」という。)に基づき、生物群集が**まとまりを持って存在する**区域(面積要件300ha以上)を設定し、地域固有の生物群集が存在する自然状態が十分保存された**核心地区(保存地区)**とともに、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう必要な範囲で**緩衝地区(保全利用地区)**を設定することになっている。

計画区	保護林名称	面積	現在のモニタリング予定年度
阿武隈川	甲子・二岐山周辺生物群集保護林	3,100.08	30
西毛	上野楢原シオジ等生物群集保護林	290.19	30
下越	越後山脈生物群集保護林	2,008.53	30
那珂川	尚仁沢生物群集保護林	616.34	31
	大佐飛山地生物群集保護林	8,152.35	31
富士	富士山生物群集保護林	1,027.09	31
	愛鷹山生物群集保護林	570.17	31
伊豆	八丁池・皮子平生物群集保護林	636.75	32
磐城	阿武隈高地生物群集保護林	1,189.84	33
埼玉	秩父山地生物群集保護林	2,145.46	33
神奈川	丹沢山地生物群集保護林	880.85	33
中越	小松原湿原生物群集保護林	1,498.84	33
	守門岳生物群集保護林	1,778.26	33
鬼怒川	奥鬼怒生物群集保護林	2,585.35	29
計	14箇所		

生物群集保護林



取扱いの方針（要領第4-2(4)）

保存地区



原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

保全利用地区



天然林については保存地区と同様。
人工林については育成複層林施業等により将来的には天然林への移行を図る。
また、必要に応じ草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理の対象とすることができる。

保全利用地区設定の考え

設置目的:

森林伐採等、人為的な改変等による局地的な気象条件の急変に伴う影響が、保存地区に及ばないようにするための緩衝地帯として、必要最小限の範囲でを設定する。



隣接地で森林伐採等が行われる可能性があるところに設けることとする。

「可能性のあるところ」・・・

具体には、自然公園法特別地域等、法的規制により皆伐や土地形質変更等について制限されている区域以外のところ。

設定幅についての考え(案)

皆伐による影響は伐採線から数百メートル内部まで及ぶとの日本学術会議の報告を踏まえて、**概ね100m以上**とする。ただし、国有林にあっては、保護林への影響に配慮した施業・取扱いが可能なため、国有林の施業基準で定めている「保護樹帯設定基準」に準拠し、**概ね50m以上**とする。実際の区分にあたっては、現行の小班界や地形を生かすこととするが、保護対象の状況や周囲環境等総合的に勘案のうえ検討を行い、保護林管理委員会の意見を踏まえつつ決定する。

保護林制度の改正Q&A(平成27年12月)より

1 基本的、共通的事項

(地帯区分)

1- (13) 「外部からの影響」とは具体的に何を想定しているのか。また保全利用地区の設定による「保存地区に影響が直接及んでいない状態」の判断基準は何か

(答) ここで言う「外部からの影響」は、保護林外の森林伐採等の人為的な改変等による局地的な気象条件の急変に伴う影響である。

「原生林の一部を皆伐すると、局地的な気象条件が急変し、伐採地の影響は伐採線から数百メートルの内部まで及び、森林の構造や種類組成を変化させ林木の活力を低下させる場合が少なくない」としている日本学術会議の報告もあり、保存地区に影響が直接及んでいない状態を確保するために、上記報告を保全利用地区の範囲設定の一つの目安・参考とすることができる。

保護対象の森林生態系、野生生物及びそれらを取り巻く局所的な気候・地形・植生等の環境条件等を総合的に勘案し、保存地区に影響が直接及ばないための保全利用地区の設定について、保護林管理委員会の意見を踏まえつつ判断していくこととする。

生物群集保護林



森林の管理経営の指針 関東森林管理局（平成30年4月）より

付表2 保護樹帯設定基準

1 設定目的	保護樹帯は、新生林分の保護、林地の地力の維持、溪流への土砂等の流出防止、溪岸の崩壊防止、林道等の保護及び景観の維持、生物多様性の保全等、公益的機能の確保のため積極的に設定することとする。また、野生動物の移動や隠れ場等として利用可能な回廊としての機能を併せ持つ効果を期待し、連続した保護樹帯の設定に努めることとする。
2 設定方法	(1) <u>林地の保全を目的とした保護樹帯</u> ア 主要な尾根の両側、斜面の中腹、溪流沿い等必要な箇所に設定する。 イ 幅は、尾根筋にあっては片側概ね30mずつ、尾根筋以外にあっては概ね50m以上を基準とする。
	(2) <u>防災を目的とした保護樹帯</u> ア 荒廃の防止及び林道等の保護のため、溪流沿い及び林道等の沿線等、現地の状況に応じ必要な箇所に設定する。 イ 幅は、 <u>片側概ね50m</u> とし、現地の状況に応じ増減させることとする。
	(3) <u>景観の維持を目的とした保護樹帯</u> ア 景観の維持のため道路沿線の必要な箇所に設定する。 イ 幅は、 <u>片側概ね50m</u> とし、現地の状況に応じ増減させることとする。
	(4) <u>生物多様性の保全を目的とした溪畔周辺の保護樹帯</u> ア 溪畔周辺とは、常時流水のある溪流や河川沿い、湖沼及び湿原の周囲に位置する水域と結びつきを持つ範囲であり、水辺から、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅（平均樹高が25m以下の場合は概ね25m）を目安とするが、現地の状況に応じて地

	<p>形の一体性を考慮する。</p> <p>イ 幅は、溪流等の片側又は湖沼や湿原の周囲に、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅（平均樹高が25m以下の場合は概ね25m）以上を基準とする。</p> <p>ウ 溪畔周辺が針葉樹一斉人工林で占められている場合は、更新、保育、伐採等において、同一林小班内の取扱いと異なるものとして区分し、施業等による攪乱の抑制に努めつつ、本来成立すべき植生への誘導・復元等を図り、上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。</p> <p>エ 現状が、既に本来成立すべき植生となっている場合には、自然の推移に委ねるなどその状態の維持・保全を図ることとし、枯損木、倒木等の搬出についても、病虫獣害や災害の防止等に必要ものを除き行わないこととする。</p>
3 施業上の取扱い	<p>(1) 保護樹帯は、広葉樹の中小径木をha当たり100～150㎡以上成立させることを目標とする。ただし、大径木で構成されている天然林については、その状態を維持することとする。</p> <p>(2) 人工林が連続している場合には、当該人工林を保護樹帯として設定することとし、新生林分の保護又は伐区の分散を図るために設定した保護樹帯については、新生林分がうっ閉した後、必要に応じて伐採することができるものとする。</p> <p>(3) 保護樹帯を伐採する場合は、伐採率30%以内の単木択伐を原則とする。ただし、上記(2)による伐採については、皆伐することができるものとする。</p> <p>(4) 伐採の時期は、効率的な事業実施を旨とし、隣接林分の主伐又は間伐時に同時に行うことを原則とする。</p>

注) 溪畔周辺における保護樹帯の設定に当たっては、「国有林野の溪畔周辺の取扱要領」（平成24年7月12日付け24林国経第18号国有林野部長通達）に基づき、適切に行うこととする。

生物群集保護林

隣接地が

民有地

国有林

森林伐採等の可能性が

ある

ない

右記以外

自然公園法特別保護地区等※
他の法令により地域指定されており、
実質的に保全利用地区の役割が果たされると判断される
とき

保護林区域内に保存
利用地区を設定。
幅 概ね100m以上

民有地に緩衝機能があるため
保全利用地区は設定しない。

※ ・自然公園特別保護地区及び第1種、第2種特別地域
・自然環境保全地域特別地区
・都道府県自然環境保全地域特別地区、
・天然記念物に係る指定地(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第128条第1項の規定により定められた天然記念物保存のための地域を含む。)
・鳥獣保護区特別保護地区 など

ある

ない

右記以外

機能類型:自然維持タイプ(原則として人為を加えず、自然の推移に委ねる保護及び管理を行う森林。)

保護林区域に外接する国有林に保全利用地区を設定し、保護林に編入する。
幅 概ね50m以上

ただし、隣接する国有林が保護林とすることが出来ない区域(レクリエーションの森、大規模な貸付地、分収林等第三者権利がある箇所等)の場合は、保護林区域内に保全利用地区を設定するなど、現地の状況に応じて設定する。

保護林区域の外側に緩衝機能があるため保全利用地区は設定しない。

○ 保護林設定管理要領（抄、平成27年林野庁長官通知）

2 生物群集保護林

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りではない。

(中略)

均質な天然林で区分が難しい上に外部からの影響も考えられない場合などを想定。

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ (略)

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周辺を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

生物群集保護林の保存地区と保全利用地区の違い（保護林設定管理要領より抜粋）

地帯区分等	対象	取扱いの方針
保存地区	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。	原則として人為を加えずに <u>自然の推移に委ねるものとする。</u>
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として <u>保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。</u>	<p>(ア)天然林については保全地区と同様とし、<u>人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。</u></p> <p>(イ)必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。</p>
(参考) 自然維持タイプ 「管理経営の指針」に基づき作成	生態系として森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき国有林野	各保護林に応じた管理を行うほか、原則として、人為を加えず自然の推移に委ねる保護及び管理を行うこととする。ただし、保護を図るべき動植物の生態的特性に応じた生息又は生育環境造成するため行う伐採などを除く。

※ 生物群集保護林の地帯区分が行われない場合は、機能類型(自然維持タイプ)のみに応じた管理経営となる。

地帯区分のイメージ

(上野檜原シオジ生物群集保護林)



長野県
群馬県

桐峠

小班界使用

法的規制なし

民有地

幅 100m以上

面積 (ha) : (GIS : 50.43)

栃平沢

面積(ha):31.25

法的規制なし

民有地

法的規制なし

民有地

幅 50m以上

面積 (ha) : (GIS : 9.26)

面積 (ha) : (GIS : 3.27)

機能類型：水源涵養タイプ

国有林

マムシ川

(面積は仮数値)	面積 (ha)		計
	既存区域	区域拡大	
保存地区	208.51		208.51
保全利用地区	81.68	12.53	94.21
計	290.19	12.53	302.72



1:20,000

凡 例	
	保存地区 既存区域
	保全利用地区 既存区域
	保全利用地区 追加